

青森県報

第三千七百十号

平成二十五年
六月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(高齢福祉課) 一
- 青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農村整備課) 二

公 告

- 平成二十四年度の行政文書の開示の状況の公表.....(総務学事課) 二
- 平成二十四年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表.....(同) 三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....(県民生活文化課) 四
- 県営土地改良事業計画の決定.....(農村整備課) 五
- 選挙管理委員会.....(事務局) 五
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....(同) 五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....(同) 六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....(同) 六
- 公安委員会.....(生活安全企画課) 六
- 警備員等の検定の実施.....(病院局) 七
- 公営企業.....(経営企画室) 七
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程.....(経営企画室) 七

青森県立中央病院ネットワーク基盤再構築業務委託に係る

一般競争入札.....(病院局) 八

告 示

青森県告示第五百四十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
0011001 00K	平成 二五・一・一	倉石ハ ネス株式 会社	三戸郡大 字五 戸内平 野間蔵 の地八 五六五	シヨー ト ステイ 桜	三戸郡三 戸大田 川守地 戸明一 大の四	平成 二五・一・一	指定短期 生活介護 所
0011001 00Y	二四・六・一	北医療会 法人	青森市堤 二丁目三 の六	介護老人 施設 ケア・ガ デン青 森	青森市古 二丁目一 の二	二四・六・一	介護老人 施設
0011001 00A	"	北医療会 法人	青森市堤 二丁目三 の六	介護老人 施設 ケア・ガ デン青 森	青森市古 二丁目一 の二	"	指定通所 生活介護 所
0011001 00B	"	北医療会 法人	青森市堤 二丁目三 の六	介護老人 施設 ケア・ガ デン青 森	青森市古 二丁目一 の二	"	指定短期 療養介護 所

011001010	"	北翔会 法人	青森市堤 一町三丁目 六の六	介護老人 保健施設 一ヶア・ガ デン青森	青森市古 二館一丁 目の一	"	指定介護 予防通所 リハビリ センター シヨ
011001011	"	医療法人 北翔会	青森市堤 一町三丁目 六の六	介護老人 保健施設 一ヶア・ガ デン青森	青森市古 二館一丁 目の一	"	指定介護 予防短期 入所療養 介護

青森県告示第五百四十二号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号中「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成二十三年四月一日付け二農振第二一八五号農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主戦略交付金要綱」という。）」を「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成二十二年四月一日付け二農振第二四五号農林水産事務次官依命通知）」に改め、同表の第五号中

「1 実施計画策定事業

地域自主戦略交付金要綱に定める農地整備事業における実施計画の策定

「1 農業農村整備実施計画策定事業

農山漁村地域整備交付金実施要綱に定める農業農村整備実施計画策定事業

「調査設計事業」を「農業農村整備実施計画策定事業」に、「1の実施計画策定事業」を「1の農業農村整備実施計画策定事業」に、「実施計画策定事業」を「調査計画

事業」に改める。

別表第二の第三号中「実施計画策定（調査計画）費明細書」を「農業農村整備実施計画策定（調査計画）費明細書」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成二十五年分の補助金から適用する。

公 告

平成二十四年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十四年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	取下げ	検討中	
知 事	2,237 (25)	1,812 (19)	316 (6)	16	0	89	8
県庁職制課	8	7	1	0	0	0	0
議 会	10	6	4	0	0	0	0
教育委員会	31 (1)	24	5 (1)	1	0	0	1
選挙管理委員会	5	0	5	0	0	0	0
監 査 委員 会	1	0	1	0	0	0	0
公安委員会	3	2	1	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	2	0	0	2	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	1	0	0	1	0	0	0	0
警察 本 部 長	82 (1)	7	67 (1)	11	0	1	1	1
公立法人青森県立保健大学	2	2	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	1	0	0	1	0	0	0	0
青森県道路公社	2	1	1	0	0	0	0	0
計	2,385 (27)	1,861 (19)	401 (8)	32	0	90	10	

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計32件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは29件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
3 (1)	0	0	0	0	0 (1)	3

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

平成二十四年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、平成二十四年度の本条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十二日

青森県知事 川 塚 伸 和

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び不開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実 施 機 関 件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	59	49	10	0	0	1
病院事業管理者	2	2	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
公安委員会	3	0	1	0	1	0
警察 本 部 長	29 (1)	2 (1)	12 (1)	9	1	0
計	94 (1)	53	24 (1)	10	1	6

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計10件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは10件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

口頭による開示請求の件数

平成二十五年五月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望の都

三 代表者の氏名

佐藤 裕悦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目九の三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内に在住する障害者に対し、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年七月一日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

大間町役場、風間浦村役場及び佐井村役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九十四号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党青森県第1区総支部	田名部 匡代	太田 将壽	青森市新町一丁目一の二三	平成二五・五・二〇

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九十四号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党平館支部	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田才の神一七の一	東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢二〇二の五	平成二五・五・二〇
自由民主党上北支部	代表者	田中 文治	木村 武一	二五・五・一七
自由民主党佐井村支部	代表者	和田 貢穂	蛸名 亀一	二五・五・一七
	会計責任者	中村 ひとみ	東出 盛光	二五・五・一七

政党以外の政治団体

自由民主党青森県 石油販売業支部	会計責任者	田村 博文	田中 幹志	二五・五三
政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
三村正太郎後援会	代 表 者	立花 國雄	北向 敬夫	平成 二五・五七
青森県社会保険労 務士政治連盟	会計責任者	渡辺 睦人	有馬 直樹	二五・五六
青森県石油政治連 盟	会計責任者	田村 博文	田中 幹志	二五・五三

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
太陽の党青森県第一支部	平成二五・五三〇	平成二五・五三〇

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づき検定を

次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十五年六月二十八日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成二十五年十月十四日（月）午前九時から午後五時までの間
 - 2 場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級
- 三 検定の定員
三十人（予定）
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者
 - 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
- 五 検定の方法及び内容
 - 1 方法
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。
 - 2 内容
 - (一) 学科試験
 - (1) 警備業務に関する基本的な事項
 - (2) 法令に関すること。
 - (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (二) 実技試験
 - (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間
平成二十五年八月十二日(月)から同月三十日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り
検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所
次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
 - (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
- 又は刑事生活安全課

3 申請方法
六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類
検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

七 検定受付時間
一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票及び筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)
- ()の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及び医療連携室」を、「医療連携室及び医療安全管理室」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

- 四 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 医療に係る安全管理に関すること。
- ロ 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。
- ハ 感染管理に関すること。

附 則

この規程は、平成二十五年七月一日から施行する。

青森県立中央病院ネットワーク基盤再構築業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年六月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立中央病院ネットワーク基盤再構築業務

2 業務内容

入札説明書による。

3 委託期間

契約締結の日から平成二十六年三月三十一日まで

4 履行場所

青森県立中央病院

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項各号に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るシステム開発、システム維持管理及び業務委託全てについてAの等級に格付された者であること。

3 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

4 平成二十五年三月末日時点で七百床以上の病院でネットワークシステムの更新実績を有するものであること。

5 システムの品質向上を図る上でISO9001の資格を取得していること。ま

た、環境に配慮したISO14001の資格を取得していること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院医療情報部

電話 〇一七 七二六 八三六八

四 入札及び開札の場所並びに日時

1 場所 青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 大会議室

2 日時 平成二十五年八月八日 午前十時

五 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

六 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

Summary

1 Nature and quantity of the service to be required :

Rebuild of network infrastructure

2 Date of tender :

8 August, 2013, 10:00am.

3 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital Medical Information Department

2-1-1 Higashitsukurimichi Aomori City, Aomori Prefecture, Japan

Tel 017-726-8368

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭